

# 令和6年度における地方独立行政法人北海道立総合研究機構の 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

## 第1 目的

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」（以下「法」という。）に基づき、障がい者が就労する施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の一層の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

## 第2 令和6年度の調達方針

### 1 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、その所在地又は住所地が北海道内にある、法第2条第4項で規定する以下の施設等（以下「障害者就労施設等」という。）とする。

#### (1) 障害者就労施設

ア 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する施設）

イ 地域活動支援センター（障害者総合支援法第5条第25項に規定する施設）

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設。同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。就労継続支援を行う事業所には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所及び第94条に規定する基準該当生活介護事業所を含む。）

エ 小規模作業所（障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）

オ 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所）

カ 重度障害者多数雇用事業所（法施行令第1条第2号に定める事業所）

#### (2) 在宅就業障害者（障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する者）

#### (3) 在宅就業支援団体（障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する団体）

### 2 調達を推進する物品等

道総研は、障害者就労施設等へ調達実績のある物品等の取引きについて引き続き積極的な調達を行うとともに、障害者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達も検討するなどして、できる限り幅広い分野から調達するよう努める。

### 3 物品等の調達目標

道総研は、道総研全体での障害者就労施設等からの物品等の調達実績が次のいずれかになることを目標とする。

- (1) 調達実績額が前年度の実績額を上回ること。
- (2) 各調達品目（前年度に障害者就労施設等から調達実績がある品目に限る。）の調達率（調達実績額からは競争入札によって契約した金額を除く。）が道総研が別に設定する率を上回ること。

#### **4 物品等の調達推進のための具体的方策**

前項の目標の達成に向け、次のことに取り組む。

##### **(1) 調達の推進に必要な情報提供**

道からの障害者就労施設等の調達に関する情報収集に努めるとともに、収集した情報は、道総研全体で共有化し、障害者就労施設等からの調達が推進されるよう図るものとする。

##### **(2) 随意契約制度の活用**

地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年規程第48号）第28条第1項第7号に基づく随意契約制度を積極的に活用し、障害者就労施設等からの調達を推進する。

##### **(3) 調達に際しての配慮等**

障害者就労施設等からの調達が可能になるように、納期、発注量を考慮するとともに、障害者就労施設等に対して性能、規格等必要な事項について、懇切丁寧に説明する。

#### **5 障害者就労施設等からの調達推進に当たっての配慮**

物品等の調達に際しては、透明性、公平性の一層の確保に努める。

#### **6 調達実績の公表**

道総研は、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。公表内容には、物品・役務それぞれの調達の概要を含むものとする。

#### **※第2の3(2)の調達率の設定（令和6年度）**

印刷製本費 前年度の調達率